

突然、自宅に男性が来訪してきた。玄関を開けたら新聞の勧誘だった。

高齢でひとり暮らしのため「必要ない」と断ったが、次々に洗剤やお酒等の景品を出され、「取ってくれ」と強引に粘られたので、断りきれず仕方なく契約してしまった。

必要ないので解約したい。



消費者庁イラストを加工

新聞購読契約トラブルにご注意！

ここが重要 べニ！！



●玄関のドアを開ける前に事業者名や用件を確認しましょう。必要がなければドア越しできっぱり断り、家の中に入れないようにしましょう。対面してしまうと、断りづらくなります。

●訪問販売では、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。再訪問も断りたい場合は、「再勧誘もお断りします」としっかり伝えましょう。

●景品額は、景品表示法で上限が決められています。差し出された金券や景品につられて、安易に不要な契約はしないようにしましょう。

●訪問販売で新聞の契約をした場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ制度により、無条件で契約を解除できます。

●困った時や不安に感じた時には、早めに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

188

又は 消費者ホットライン